

議案第49号

専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

平成28年6月3日提出

飯能市長 大久保 勝

記

- 1 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成28年3月31日

飯能市長 大久保 勝

### 記

- 1 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

## 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯能市国民健康保険税条例（昭和30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の飯能市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

飯能市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>26万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が52万円を超える場合には、52万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>26万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算</p>

<p>額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>48万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 省略</p>	<p>額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>47万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～エ 省略</p>
---	---



第五十四条の十二第二項中「本条」を「この条」に改める。

第五十四条の十七第一項第一号中「農業生産法人」を「農地所有資格法人」に改める。

第五十四条の四十八の三の見出し中「第六百九十九条第六項」を「第六百九十九条第七項」に改め、同条中「第六百九十九条第六項に規定する申告書の提出期限」を「第六百九十九条第七項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第六百九十九条第六項」を「第六百九十九条第七項」に「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第五十四条の四十九を次のように改める。

(特別土地保有税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第五十四条の四十九 法第六百十條第一項又は第三項(同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第六百十條第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第六百九條第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第五十四条の六十の見出し中「第六百八十八條第六項」を「第六百八十八條第七項」に改め、同条中「第六百八十八條第六項に規定する納入申告書の提出期限」を「第六百八十八條第七項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第六百八十八條第六項」を「第六百八十八條第七項」に「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第五十四条の六十一を次のように改める。

(市町村法定外普通税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第五十四条の六十一 法第六百八十九條第一項又は第三項(同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第六百八十九條第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額又は税額に相当する金額を、法第六百八十八條第一項に規定する対象不足金額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第五十六条の十二の見出し中「第七百一十條の十二第六項」を「第七百一十條の十二第七項」に改め、同条中「第七百一十條の十二第六項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七百一十條の十二第七項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七百一十條の十二第六項」を「第七百一十條の十二第七項」に「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第五十六条の十三を次のように改める。

(入湯税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第五十六条の十三 法第七百一十條の十三第一項又は第三項(同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七百一十條の十三第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額を、法第七百一十條の十二第二項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第五十六条の二十一第一項を次のように改める。

法第七百一十條の三十二第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第七百一十條の三十二第二項に規定する特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者(以下この項において「判定対象者」という。)の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹

二 前号に掲げる者以外の判定対象者の親族で、判定対象者と生計を一にし、又は判定対象者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの

三 前二号に掲げる者以外の判定対象者の使用人その他の個人で、判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの

四 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)及びその者と前二号のいずれかに該当する関係がある個人

五 判定対象者が同族会社である場合には、その判定の基礎となつた株主又は社員である個人及びその者と前各号のいずれかに該当する関係がある個人

六 判定対象者を判定の基礎として同族会社に該当する会社

七 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となつた株主又は社員(これらの者と第一号から第四号までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。)の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社

第五十六条の二十六第一項中「第八條第二十七項」を「第八條第二十八項」に改める。

第五十六条の三十及び第五十六条の三十一を次のように改める。

第五十六条の三十及び第五十六条の三十一 削除

第五十六条の三十二中「第二條第一項第十六号」を「第二條第一項第十八号」に改める。

第五十六条の三十四第一項中「第二條第一項第二号」を「平成十六年政令第百八十二号」第三條第一項第二号に改める。

第五十六条の八十の見出し中「第七百一十條の六十一第六項」を「第七百一十條の六十一第七項」に改め、同条中「第七百一十條の六十一第六項に規定する申告書の提出期限」を「第七百一十條の六十一第七項に規定する申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七百一十條の六十一第六項」を「第七百一十條の六十一第七項」に「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第五十六条の八十一を次のように改める。

(事業所税の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第五十六条の八十一 法第七百一十條の六十二第一項又は第三項(同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七百一十條の六十二第二項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき税額に相当する金額を、法第七百一十條の六十一第一項に規定する対象不足税額等から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

第五十六条の八十八の二第一項中「五十二万円」を「五十四万円」に改め、同条第二項中「十七万円」を「十九万円」に改める。

第五十六条の八十九第一項中「四十七万円」を「四十八万円」に、「二十六万円」を「二十六万五千円」に改め、同条第二項第二号中「二十六万円」を「二十六万五千円」に改め、同号八中「四十七万円」を「四十八万円」に改める。

第五十六条の九十の見出し中「第七百二十一條第六項」を「第七百二十一條第七項」に改め、同条中「第七百二十一條第六項に規定する納入申告書の提出期限」を「第七百二十一條第七項に規定する納入申告書の提出期限」に改め、同条第一号中「第七百二十一條第六項」を「第七百二十一條第七項」に「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第二号中「日まで」を「期限又は日まで」に改める。

第五十六条の九十の二を次のように改める。

(水利地益税等の重加算金額を徴収する場合の過少申告加算金額の取扱い)

第五十六条の九十の二 法第七百二十二條第一項又は第三項(同条第一項の重加算金に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定により、過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収する場合には、法第七百二十二條第一項又は第三項の規定による重加算金額の算定の基礎となるべき同条第一項又は第三項に規定する不足金額に相当する金額を、法第七百二十一條第一項に規定する対象不足金額から控除して計算するものとした場合における過少申告加算金額以外の部分の過少申告加算金額に代えて、重加算金額を徴収するものとする。

# 参考

## 政令第百三十三号

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)の施行に伴い、並びに同法附則及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

(地方税法施行令の一部改正)

第一条 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条の四の三」を「第三十五条の四の五」に、「第四十一条」を「第四十二条」に、

「第七節 自動車取得税(第四十二条―第四十二条の十一)」を「第七節 軽油引取税(第四十三条―

第四十三条の二十)」に、「第九節」を「第八節」に、「第四十四条の三」を「第四十四条の十一」に、

「第十節」を「第九節」に、「第十一節」を「第十節」に改め、「第五十二条の十八」の下に「―第五

十二条の二十三」を加える。

第二条第二項第二号中「、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下こ

の項及び附則第十条第九項第一号において同じ。)(法人にあつては、法人番号(同法第二条第十五

項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)(以下この項において同じ。)(及び「個人番号を有しな

い者にあつては、氏名、住所又は居所、被相続人との続柄及び同項に規定する相続分」を削り、同

項第三号を次のように改める。

三 相続人の代表者の氏名及び住所又は居所

第二条第二項に次の一号を加える。

四 前二号に掲げる相続人のうち法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号

の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項に規定する法人番号を

いう。以下同じ。)(を有する法人にあつては、当該相続人の法人番号

第五条第一項中「の親族その他」を「が生計を一にする親族その他」に、「同族会社(これに類す

る法人を含む。)」を「被支配会社」に改め、「各号」を削り、同項第一号中「直系血族及び兄弟

姉妹」を「その他の親族で、納税者若しくは特別徴収義務者と生計を一にし、又は納税者若しくは

特別徴収義務者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの」に改め、同項第二号

を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「及び

第二号」を削り、「前三号の二」を「前二号のいずれか」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五

号中「同族会社」を「法人税法第六十七条第二項に規定する会社に該当する会社(以下この項にお

いて「被支配会社」という。)」に、「前四号の二」を「前三号のいずれか」に改め、同号を同項第四

号とし、同項第六号中「同族会社」を「被支配会社」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号

中「同族会社」を「被支配会社」に、「第四号」を「第三号」に改め、同号を同項第六号とする。

第六条の見出し中「範囲」を「範囲等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第十一条の八に規定する滞納者の親族その他滞納者と特殊な関係のある個人又は同族会社で

政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

一 滞納者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹

二 前号に掲げる者以外の滞納者の親族で、滞納者と生計を一にし、又は滞納者から受ける金銭

その他の財産により生計を維持しているもの

三 前二号に掲げる者以外の滞納者の使用人その他の個人で、滞納者から受ける特別の金銭その

他の財産により生計を維持しているもの

四 滞納者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人(第一号及び第二

二号に掲げる者を除く。及びその者と前三号のいずれかに該当する関係がある個人

## (抜 粋)

地方税法施行令等の一部を改正する等の政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理

國務大臣 麻生 太郎